

入札（見積）に関する注意事項

次の案件について、被指名業者におかれましては、関係法令、関係書類並びに履行場所等を熟知の上、下記の注意事項を遵守し、入札（見積）してください。

なお、本案件は、埼玉県電子入札共同システム（以下、電子入札システムという。）により入札手続き等を実施しますが、電子証明書（IC カード）をまだ所持していない事業者の方も、紙の入札書等により御参加可能としています。

記

件名	老人福祉センターあずま荘照明設備修繕			
履行場所	さいたま市大宮区東町 2-105			
契約主管課名	さいたま市福祉局長寿応援部高齢福祉課			
入札等	入札（見積）方法	電子入札システムによる入札		
	入札書等提出期間	令和 8 年 7 月 1 日（水）から令和 8 年 7 月 2 日（木）まで		
	開札（開封）日時	令和 8 年 7 月 3 日（金） 1 0 時 0 0 分		
	開札（開封）場所	さいたま市福祉局長寿応援部高齢福祉課		
仕様書等	閲覧等の方法	☒ 入札情報公開システムに掲載 ☐ 閲覧 ・ 貸与 ・ 交付 場所等（ 課窓口）		
質問	質問方法	☐ 電子入札システム ☒ その他（メール）	回答方法	☒ 入札情報公開システムに掲載
	質問期限	令和 8 年 6 月 2 9 日 1 7 時	回答日時	令和 8 年 6 月 3 0 日 1 7 時
	提出先	さいたま市福祉局長寿応援部 高齢福祉課メールアドレス： korei-fukushi@city.saitama.lg.jp	回答場所	
入札保証金	☐ 免除 ☒ 適用なし ☐ 見積もった金額（税込み）の 5 / 100			
契約保証金	☒ 免除 ☐ 契約金額の 10 / 100			
最低制限価格	☐ 設定する ☒ 設定しない			
履行期限	令和 9 年 3 月 2 3 日			
入札金額見積内訳書	☐ 提出する ☒ 提出しない			
その他				

（注意事項）

- 1 入札（見積を含む。以下「入札等」という。）の無効
 - (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 に定める入札参加資格がない者がした入札等及びさいたま市契約規則に違反した入札等は無効とする。
 - (2) 明らかに連合によると認められる入札等は無効とする。
 - (3) 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすました者がした入札等は無効とする。
- 2 仕様書等の閲覧等
 - (1) 仕様書等の閲覧等の方法を「入札情報公開システム」とする場合は、入札情報公開システ

ムの発注図書ファイルに掲載されたファイルを参照すること。

- (2) 仕様書等の閲覧等を修繕担当課窓口にて行う場合は、上記期間中に指名通知書（電子入札システムから印刷できます。）を持参の上、修繕担当課に申し出ること。
- 3 落札又は契約の相手方の決定に当たっては、入札書等に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者又は見積提出者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書等に記載すること。
- 4 指名競争入札における再度入札の実施については、次のとおりとする。
 - (1) 初度入札において、落札者がいないときは、新たに日時及び場所を定め、再度入札を行う。
 - (2) 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。
ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができない。
 - (3) 再度入札は1回とする。
 - (4) 再度入札の到達期限までに入札書の提出がない場合は、辞退として取り扱うものとする。
- 5 入札等の辞退
入札等の参加を希望しない場合には、入札等を辞退することができる。（電子入札システムにより辞退届を提出すること。ただし、電子入札システムを利用できない場合は紙による辞退を認める。）
- 6 落札となるべき金額の入札等をした者が複数あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、入札等参加者が入力した任意の数値（3桁）と処理時刻を用いた演算式により、システムによる電子くじを実施する。なお、書面により入札書等を提出する場合においては、入札書等に任意の3桁の数値を記入すること。
- 7 指名競争入札において、入札に参加する者の人数が2者に満たないときは、入札の執行を中止する。
- 8 会社名や代表者の変更等により電子証明書の情報の変更（再取得）が間に合わない場合等、競争入札参加資格者名簿の登録内容と電子証明書の情報が相違となる場合は、紙による入札とし、紙入札参加承認申請書を入札書等の提出期限までに修繕担当課に提出し、承認を得なければならない。
- 9 問い合わせ先
さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市福祉局長寿応援部高齢福祉課
電話：048－829－1259
FAX：048－829－1981